

21.モーターボート競走の現況

モーターボート競走の概要

モーターボート競走は、モーターボート競走法〔昭和 26 年 6 月 18 日法律第 242 号〕に基づき「モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図る」ことを目的として行われている。

管内における競走場は、下関競走場、若松競走場、芦屋競走場、福岡競走場、唐津競走場、大村競走場の 6 場である。

モーターボート競走が始まった当時、勝舟投票券は施行者が競走場でしか発売できなかったが、施行者以外の者が競走場で勝舟投票券その他これに類似するものを発売する違法行為が見られるようになった。これを防止するとともにモーターボート競走の売上増及び地域の活性化を図るため、昭和 61 年 8 月香川県丸亀市に「ボートピアまるがめ」が設置されたのを皮切りに各地で場外発売場が設けられるようになった。

平成 31 年 1 月 1 日現在の管内における大型場外発売場は、ボートピア勝山、ボートピア三日月、ボートピア高城、ボートピア金峰、ボートピアみやきの 5 ヶ所、小型場外発売場として、前売場外おおむら、ミニボートピア長崎五島、ミニボートピア北九州メディアドーム、ミニボートピア長崎時津、オラレ島原、ミニボートピア天文館、オラレ志布志、ミニボートピア長洲、ミニボートピア長崎波佐見、ミニボートピア日向、ミニボートピアさつま川内、オラレ日南、ミニボートピア嘉麻、オラレ下関、ミニボートピア宮崎、ボートレースチケットショップ長崎佐々、ボートレースチケットショップ鹿島、ボートレースチケットショップ松浦、の 18 ヶ所、前売専用場外発売場として、前売場外ミニット、前売場外オラレ呼子の 2 ヶ所がある。

平成 31 年 1 月 1 日現在の管内におけるモーターボート競走の施行者は、8 団体(16 市 8 町)である。また、平成 30 年度管内の競走場におけるモーターボート競走開催日数は、1,130 日である。(全国は 4,571 日)

〔2〕モーターボート競走の現況

(1)売上高の推移

管内全競走場の売上高は、昭和 60 年度以降順調に伸びていたが、景気後退やレジャーの多様化等により平成 3 年度をピークとして減少基調に転じた。

しかし、場外発売場の設置、電話投票の拡充、ナイトレース、モーニングレースの開催等各種施策が展開された結果、増加基調であったが、平成 20 年後半からの経済状況の悪化や東日本大震災の影響で減少に転じた。平成 23 年度以降は再び増加に転じ、平成 30 年度

は電話投票が好調なこともあり前年度比 5.1%増となる約 3,760 億円であった。(全国：約 13,727 億円、対前年度比 10.9%増)

また、売上が期待できる SG (スペシャルグレード) 競走が、平成 30 年度管内では、若松、芦屋の 2 競走場で開催された。

		(単位:百万円)								
年度		S50	S60	H3	H19	H26	H27	H28	H29	H30
競走場										
下 関		32,644	31,931	53,683	14,630	27,213	23,604	23,157	67,550	70,871
若 松		32,713	36,841	49,110	58,372	80,488	70,500	73,070	84,363	78,887
芦 屋		30,343	30,400	41,490	26,093	34,737	43,563	42,135	54,342	62,617
福 岡		70,915	70,230	122,500	53,084	40,861	38,903	44,000	46,122	43,732
唐 津		29,695	30,180	41,449	20,924	31,862	31,462	36,208	47,714	47,147
大 村		27,757	25,386	40,218	34,544	39,164	49,892	47,072	57,677	72,837
計		224,067	224,968	348,450	207,647	254,325	257,924	265,642	357,768	376,091
全 国		1,174,524	1,429,209	2,213,746	1,007,514	995,288	1,042,282	1,111,151	1,237,880	1,372,792

(2)利用者数の推移

管内の競走場の平成 30 年度の利用者数は 8,739 万人で、対前年度比 10.3%の増加となった。(全国：3 億 2,994 万人、対前年度比 12.9%の増加)

		(単位:千人)								
年度		S50	S60	H3	H19	H26	H27	H28	H29	H30
競走場										
下 関		1,407	885	1,548	1,817	5,540	6,196	6,458	6,196	16,206
若 松		1,528	937	1,080	5,826	15,023	15,239	16,284	15,239	17,828
芦 屋		1,121	862	967	2,586	6,118	7,718	9,345	7,718	13,740
福 岡		2,572	1,680	2,606	4,130	7,560	8,218	10,086	8,218	12,137
唐 津		1,066	774	924	2,276	5,839	6,175	8,360	6,175	11,771
大 村		1,026	673	887	4,969	7,356	10,010	10,415	10,010	15,712
計		8,720	5,811	8,012	21,604	47,436	53,556	60,948	53,556	87,394
全 国		45,007	34,159	45,809	97,794	191,410	217,114	253,135	217,114	329,949

(注)昭和50年度、60年度の数値は、本場入場者である。

(3)売上金の使途

モーターボート競走の売上金は、その目的にもあるように各種公益事業に使用されているが、具体的な使途は次のとおりである。

売 上 金	約75%	的中者への払戻		
	約25%	施行者収入		
	施行者 収入の 内訳	約2.9%	船舶等振興機関((公財)日本財団)への 交付金	海や船に関する支援、文化、教育、社会福祉等 に関する支援、海外の協力援助活動への支援 等の公益事業に使用されている。 (表-2参照)
		約1.3%	競走実施機関((一財)日本モーターボート 競走会)への交付金	競走実施機関に協議関係事務を委託したとき に交付する。
		約0.3%	地方公共団体金融機構への納付金	機構が地方公共団体に資金を貸し付けるときの 金利を下げるために使用されている。
		実費	開催経費	選手への賞金、管理費、人件費、施設費等
残金額	施行者収益(地方自治体の会計予算へ)	法第31条では社会福祉の増進、医療の普及、 教育文化の発展、体育の振興その他住民の福 祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経 費の財源に充てるよう努めるものとするとなっ ており、学校、美術館、体育施設及び公民館の建 設費用、上下水道の整備費用、病院、福祉施 設の建設費用などに使用されている。 (表-1参照)		

表-1 平成30年度モーターボート競走事業収益金使途一覧(地方財政分)

			九州運輸局管内		全国	
教	育	費	2,806	32.8%	4,671	11.9%
土	木	費	242	2.8%	4,435	11.3%
公営住宅費・消防費・災害復旧費			245	2.9%	411	1.0%
民	生	費	1,148	13.4%	2,050	5.2%
保	健	衛	305	3.6%	1,736	4.4%
産	業	経	205	2.4%	355	0.9%
公	害	対	0	0.0%	0	0.0%
そ の 他			3,610	42.2%	25,662	65.3%
合 計			8,561	100.0%	39,320	100.0%

資料: (一社)全国モーターボート競走施行者協議会「平成30年度モーターボート競走事業決算集計」

表-2 平成30年度モーターボート競走収益金等による事業計画((公財)日本財団分)

支 援 事 業	助成金等の金額
支払補助・社会変革推進事業・寄付文化醸成	338.17億円
協力援助事業	72.54億円
情報公開事業	15.92億円
調査研究事業	15.30億円
総額	441.95億円

資料: (公財)日本財団「2018年度正味財産増減計算書内訳表」